

○国立大学法人筑波大学の会計責任者等の使用する公印に関する法人細則

〔平成17年3月23日
法人細則第6号〕

改正 平成17年法人細則第12号
平成18年法人細則第11号
平成18年法人細則第21号
平成19年法人細則第15号
平成20年法人細則第7号
平成21年法人細則第13号
平成21年法人細則第18号
平成24年法人細則第5号
平成24年法人細則第21号
平成25年法人細則第12号
平成26年法人細則第7号
平成26年法人細則第14号
平成27年法人細則第7号
平成28年法人細則第11号
平成28年法人細則第24号
平成30年法人細則第4号
平成31年法人細則第3号
平成31年法人細則第7号
令和2年法人細則第9号
令和5年法人細則第5号
令和6年法人細則第5号

国立大学法人筑波大学の会計責任者等の使用する公印に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学公印取扱規程（平成17年法人規程第3号）第9条の規定に基づき、会計責任者等の使用する公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人細則において「会計責任者等」とは、次に掲げる機関等をいう。

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年法人規則第9号。以下「財務規則」という。）第46条第1項に規定する契約担当役
- (2) 財務規則第46条第1項に規定する出納命令役
- (3) 財務規則第46条第1項に規定する出納役
- (4) 前各号に掲げる者の分任役
- (5) 国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号）第5条第1項に規定する財産管理役

(公印の名称等)

第3条 公印の名称及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表のとおりとする。
2 前項の規定にかかわらず、公印管守担当者が事故又は出張その他の事由によりその職務を行うことができないため支障があると認められるときは、公印管守責任者の指名する者がその職務を代理する。

(代理者の公印)

第4条 法人の会計責任者等の代理者の公印は、その代理する者の公印をもって、その公印とする。

附 則

この法人細則は、平成17年3月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平17. 4. 21 法人細則12号)

この法人細則は、平成17年4月21日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の会計機関等の使用する公印に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平18. 4. 13 法人細則11号)

この法人細則は、平成18年4月13日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の会計機関等の使用する公印に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平18. 6. 20 法人細則21号)

この法人細則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 30 法人細則15号)

この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20. 3. 27 法人細則7号)

この法人細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 3. 31 法人細則13号)

この法人細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 7. 1 法人細則18号)

この法人細則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平24. 3. 29 法人細則5号)

この法人細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平24. 9. 27 法人細則21号)

この法人細則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平25. 5. 23 法人細則12号)

この法人細則は、平成25年5月23日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の会計責任者等の使用する公印に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平26.3.27法人細則7号）

この法人細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.5.23法人細則14号）

この法人細則は、平成26年5月23日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の会計責任者等の使用する公印に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平27.3.26法人細則7号）

この法人細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人細則11号）

この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.6.30法人細則24号）

この法人細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平30.3.22法人細則4号）

この法人細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31.2.28法人細則3号）

この法人細則は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（平31.3.28法人細則7号）

この法人細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令2.3.26法人細則9号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令5.3.23法人細則5号）

この法人細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令6.3.28法人細則5号）

この法人細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

第3種公印

名 称	寸 法	公印管守責任者	公印管守担当者	
契約担当役の印	23ミリメートル平方	財務部契約課長	財務部契約課主幹	
出納命令役の印		財務部長	財務部財務管理課主幹（決算担当）	
出納役の印		財務部財務管理課長	財務部財務管理課主幹（出納担当）	
			事業・リレーション推進室主幹	
財産管理役の印		病院総務部管理課長	病院総務部管理課主幹	
		東京キャンパス事務部企画推進課長	東京キャンパス事務部企画推進課主幹	
		外国に置かれる教育組織等の管理運営を統括するため学長が別に定める者	—	
分任契約担当役の印		20ミリメートル平方	研究推進部外部資金課長	研究推進部外部資金課外部資金情報係長
			産学連携部産学連携企画課長	産学連携部産学連携企画課主幹（特別活動部門）
	病院総務部管理課長		病院総務部管理課主幹	
	外国に置かれる教育組織等の管理運営を統括するため学長が別に定める者		—	
分任出納命令役の印	20ミリメートル平方	病院総務部長	病院総務部経営戦略課主幹	
		外国に置かれる教育組織等の管理運営を統括するため学長が別に定める者	—	
分任出納役の印	20ミリメートル平方	病院総務部経営戦略課長	病院総務部経営戦略課専門員（収入管理）	
		海外教育拠点支援室長	—	